

○学生の通称名使用取扱内規

(2024年2月22日制定)

(目的)

第1条 名古屋学院大学（以下「本学」という。）における学生の旧姓及び通称名（以下「通称名」という。）の使用の取扱いについて定める。

(対象)

第2条 通称名使用の申請ができる学生は、次のとおりとする。

- (1) 学部生
- (2) 前号の身分を有する予定の者（入学予定者）

(通称名を使用できる場合)

第3条 通称名の使用を申請することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生本人又は父母の婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が、旧姓を使用する場合
 - (2) 外国籍の学生が、住民票に記載されている通称名を使用する場合
 - (3) 性別違和のある学生が、通称名の使用を希望する場合
 - (4) その他、通称名使用について合理的な理由があると学長が認める場合
- (通称名を使用できる文書等)

第4条 通称名を使用できる文書等は、次条に定める以外の文書等とする。

(通称名を使用できない文書等)

第5条 通称名を使用できない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状申請書類
- (2) 法令等の定めにより、戸籍上の氏名を使用することとされている文書
- (3) 前号のほか、行政機関、金融機関の制度により、戸籍上の氏名を使用することとされている文書
- (4) その他、通称名を使用することが困難であると学長が判断するもの

(申請期間)

第6条 通称名使用の申請及び通称名使用中止の届出をできる期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学入学手続時から入学するまでの期間
- (2) 本学在籍期間

2 当該学生が卒業、退学又は除籍した後に、通称名使用の申請及び通称名使用中止の届出をすることはできない。

(申請手続)

第7条 通称名の使用を希望する場合は、通称名使用申請書（別紙様式1）に次の書類を添付し、学生サポートセンターへ届け出るものとする。

- (1) 第3条第1号により使用する場合：戸籍抄本
- (2) 第3条第2号により使用する場合：住民票の写し（通称名の記載があるもの）
- (3) 第3条第3号により使用する場合：医師の診断書等事実を証明できる書類

2 学長は、第3条第4号に定める申出があったときは、必要に応じて書類等の提出を求めることができ、面談を行うことができる。

3 通称名の使用が承認された場合、学籍簿上の氏名は通称名に変更する。

4 通称名の使用を承認された学生は、通称名のみを使用するものとし、第5条に定める場合を除き、戸籍上の氏名と混用しない。

(通称名使用承認の通知)

第8条 学長は、前条の申請が第3条各号に該当すると判断した場合は、通称名の使用を承認し、通称名使用承認通知書（別紙様式2）により、当該学生に通知する。

(通称名使用の中止手続)

第9条 通称名を使用している学生が使用を中止する場合は、通称名使用中止届出書（別紙様式3）に戸籍抄本又は住民票を添付して、学生サポートセンターへ届け出なければならない。

2 前項の届出書が受理された場合、学籍簿上の氏名は戸籍上の名称とする。

(記録)

第10条 通称名使用申請の承認又は通称名使用中止の届出があった場合は、その内容を学籍簿等に記録する。

(卒業、退学又は除籍後の取扱い)

第11条 卒業、退学又は除籍時に通称名を使用していた学生に係る文書等（第5条に定めるものを除く）の申請及び交付について、当該学生が卒業、退学又は除籍した後においても通称名で行う。

(通称名使用に伴う証明書等)

第12条 通称名使用の学生（卒業、退学又は除籍した者を含む。）から、本学の文書等において通称名を認められている又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、本学において通称名を認めている旨の文書（別紙様式4）を交付する。

(所管)

第13条 この内規の所管は、学生サポートセンターとする。

(改廃)

第14条 この内規の改廃は、学生部委員会の議を経て学長が決定する。

附則1 この内規は、2024年4月1日から施行する。